

後期高齢者医療資格確認書が更新されます

令和8年8月1日からの資格確認書は、年齢およびマイナ保険証の有無によって交付される方が異なります。

	昭和16年8月2日以降に生まれた方	昭和16年8月1日以前に生まれた方
マイナ保険証をお持ち方	資格確認書は交付されませんので、 マイナ保険証で受診してください。 (申請により資格確認書の交付も可能) ★「マイナ保険証」をお持ちの方には、ご自身の被保険者番号・氏名・負担割合などを記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。 ★「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等で受診することができませんので、マイナ保険証をご提示ください。	資格確認書を交付します。 (申請なしで7月中に交付)
マイナ保険証をお持ちでない方	資格確認書を交付します。 (申請なしで7月中に交付)	

「資格確認書」または「資格情報のお知らせは、7月中に
 交付します。

問 住民課 国保年金グループ ☎ 0247-62-2147

▲交付用封筒